

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正後	現行
<p>（保険計理人の要件に該当する者）</p> <p>第七十八条 法第二百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、生命保険会社にあつては、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 社団法人日本アクチュアリー会（昭和三十八年五月十四日に社団法人日本アクチュアリー会という名称で設立された法人をいう。以下この条及び第二百十一条の四十九において同じ。）の正会員であり、かつ、生命保険会社及び外国生命保険会社等の保険数理に関する業務に五年以上従事した者</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第八十二条の二（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 定款及び登記事項証明書</p> <p>二 六（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（保険計理人の要件に該当する者）</p> <p>第七十八条 法第二百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、生命保険会社にあつては、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、生命保険会社及び外国生命保険会社等の保険数理に関する業務に五年以上従事した者</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第八十二条の二（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>二 六（略）</p> <p>3（略）</p>

(登録申請書の添付書類)

第二百十四条 法第二百七十七条第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 (略)
- 二 登録申請者が法人であるときは、その定款若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書類

三 (略)

2 (略)

(登録申請書の添付書類)

第二百十九条 法第二百八十七条第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 (略)
- 二 登録申請者が法人であるときは、その定款若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書類

三 (略)

2 (略)

附 則 (平成十八年三月十日内閣府令第九号)

(保険計理人の要件に関する経過措置)

第三条 保険業法(平成七年法律第百五号。以下「法」という。)

(登録申請書の添付書類)

第二百十四条 法第二百七十七条第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 (略)
- 二 登録申請者が法人であるときは、その定款、寄附行為若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書類

三 (略)

2 (略)

(登録申請書の添付書類)

第二百十九条 法第二百八十七条第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 (略)
- 二 登録申請者が法人であるときは、その定款、寄附行為若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書類

三 (略)

2 (略)

附 則 (平成十八年三月十日内閣府令第九号)

(保険計理人の要件に関する経過措置)

第三条 保険業法(平成七年法律第百五号。以下「法」という。)

第二百七十二条の十八において準用する法第百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、平成二十三年三月三十一日までに限り、保険数理に関して必要な知識を有する者として、新規則第二百十一条の四十九各号に定める者その他これに準ずる者として次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

一 (略)

二 社団法人日本アクチュアリー会(昭和三十八年五月十四日に社団法人日本アクチュアリー会という名称で設立された法人をいう。)の準会員(資格試験のうち五科目以上に合格した者に限る。)であり、かつ、保険数理に関する業務に三年以上従事した者

附 則(平成十八年四月十三日内閣府令第四十号)

(損害保険会社の保険計理人の要件に関する経過措置)

第四条 (略)

2 法第百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、同条第一項に規定する保険会社が旧規則第七十六条で定める要件に該当する損害保険会社以外の損害保険会社である場合には、平成二十一年三月三十一日までに限り、保険数理に関して必要な知識及び経験を有する者として新規則第七十八条第二項各号に掲げる要件に該当する者に準ずる者として、次の各号に掲げ

第二百七十二条の十八において準用する法第百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、平成二十三年三月三十一日までに限り、保険数理に関して必要な知識を有する者として、新規則第二百十一条の四十九各号に定める者その他これに準ずる者として次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

一 (略)

二 社団法人日本アクチュアリー会の準会員(資格試験のうち五科目以上に合格した者に限る。)であり、かつ、保険数理に関する業務に三年以上従事した者

附 則(平成十八年四月十三日内閣府令第四十号)

(損害保険会社の保険計理人の要件に関する経過措置)

第四条 (略)

2 法第百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、同条第一項に規定する保険会社が旧規則第七十六条で定める要件に該当する損害保険会社以外の損害保険会社である場合には、平成二十一年三月三十一日までに限り、保険数理に関して必要な知識及び経験を有する者として新規則第七十八条第二項各号に掲げる要件に該当する者に準ずる者として、次の各号に掲げ

る要件のいずれかに該当する者とする。

一 社団法人日本アクチュアリー会（昭和三十八年五月十四日に社団法人日本アクチュアリー会という名称で設立された法人をいう。以下この項及び第七条第二項において同じ。）の正会員であり、かつ、損害保険会社及び外国損害保険会社等の保険数理に関する業務に三年以上従事した者

二・三（略）

る要件のいずれかに該当する者とする。

一 社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、損害保険会社及び外国損害保険会社等の保険数理に関する業務に三年以上従事した者

二・三（略）